

特に要望の強い項目

<p>◇税制適格年金に係る特別法人税の引き下げ・撤廃</p> <p>国際的にも例をみず、年金財政を著しく圧迫し、企業負担を膨大化させていることにより、企業活力を阻害している税制適格年金に係る特別法人税・特別法人住民税については、税率(1.173%)の即時引き下げあるいは撤廃が是非とも必要。</p>
<p>◇確定拠出型企業年金に対する税制優遇措置の導入</p> <p>労働移動の円滑化に即応し、安定的な財政運営が可能である確定拠出型年金については、企業年金における選択肢の多様化の観点から、税制優遇措置の導入が極めて重要。</p>
<p>◇1)国内事業法人が受領する社債利子に係る源泉徴収制度の見直し 2)非居住者が受領する社債利子に係る非課税措置の導入</p> <p>現在、銀行の不良債権問題から間接金融のパイプが詰まっているため、間接金融に依らない資金調達手段が求められているほか、中長期的にも多様な資金調達手段の確保・資金調達円滑化が求められていることから、社債市場の投資家層の拡大は重要な課題となっている。社債市場における規制緩和は相当進んでいる一方、国内事業法人・非居住者の保有する国内社債の利子に係る源泉徴収が行われていることから、社債の投資魅力が減殺されており、社債への投資額が増加しない状況にある。このため、国内事業法人・非居住者の受領する国内社債利子に係る源泉徴収制度の見直しが極めて重要。</p>

目次

1. [証券税制に関するもの](#)
 - (1) [事業法人が受領する社債利子に係る源泉徴収制度の見直し](#)
 - (2) [非居住者が受領する社債利子に係る非課税措置の導入](#)
 - (3) [CPIに係る印紙税の税率引き下げ・撤廃](#)
 - (4) [自己株式消却に係る「みなし配当課税」の凍結恒久化・撤廃](#)
 - (5) [株式配当二重課税の見直し](#)
 - (6) [株式持合解消の促進策\(有価証券取引税の即時撤廃等\)](#)
 - (7) [我が国企業のUSCPを米国人投資家が購入した場合の取扱いの整備](#)
2. [企業年金関連税制](#)
 - (1) [適格退職年金制度における特別法人税の税率引き下げ・撤廃](#)
 - (2) [確定拠出型企業年金制度の導入](#)
 - (3) [税制適格年金制度における特例掛金制度の導入](#)
 - (4) [税制適格年金制度における剰余金返還規定の見直し](#)
 - (5) [税制適格年金制度におけるシェア概念の見直し](#)
3. [連結納税制度の早期導入](#)
4. [株式交換制度における所要の税制措置](#)

1. 証券税制に関するもの

- (1) 事業法人が受領する社債利子に係る源泉徴収制度の見直し
(租税特別措置法8条)

- 1) 我が国の社債流通市場は、債券決済ネットワークの発足により活性化されるものと思われるが、新ネットワークの発足後も流通を阻害する要因として、登録社債について、銀行・生命保険会社等の指定金融機関が保有する場合のみ、その受取利子等に対する源泉徴収が不適用とされる一方で、事業法人が保有する登録者債の受取利子については、源泉徴収が適用されるという問題が挙げられる。
 - 2) つまり、「課税玉」「非課税玉」の2種類の社債が併存する結果、両者の市場が分断され、円滑な社債流通が著しく阻害されているのである。
 - 3) しかも、事業法人間で「課税玉」が売買される場合には、利払日に当該社債を保有していた事業法人のみが、保有期間に相当する源泉徴収額の控除を受けられる扱いとなっているため、事業法人が利払期間の途中で債券を売却した場合と利払日に保有していた場合で投資採算に格差が生じるという著しく不合理な状況すら生じているのが実情である。
 - 4) 事業法人と指定金融期間との間に課税方法上の格差をつける合理的な理由はないと考えられるし、また、公認会計士の監査が行われているような事業法人については、申告の正確性が十分に推定されるから、源徴免除、総合課税一本化で対処すべきである。
- (2) 非居住者が受領する社債利子に係る非課税措置の導入
(所得税法161条、164条、169条、租税特別措置法6条、41条の13等)
- 1) 事業活動のグローバル化が急速に進行している今日においては、事業活動における国際的イコールフットイングが十分に確保されることが必要不可欠である。
 - 2) しかしながら、事業会社の重要な資金調達手段である社債の発行については、米、独、仏等の先進諸外国においては、国際資本市場での資金調達の重要性に鑑み、非居住者に対して支払われる国内債及び国外債の利子等の源泉徴収を免除しているのに対し、我が国においては、国内債に対しては当該措置が採用されていない。
 - 3) 国内債による資金調達を拡充するために、非居住者の受領する社債利子を非課税にすべきである。
- (3) CPに係る印紙税の税率引き下げ・撤廃
- 1) CP券面の作成に係る印紙税については、租税特別措置法91条により、現行、一律5,000円の固定税率が適用されているが、CPは短期の資金調達手段であり、償還までの期間が短いことに鑑みれば、特例は認められているものの、未だ年率計算の印紙税負担は必ずしも軽くない。
 - 2) 特に、現在のような低金利局面にあつては、印紙税の重税感は一層強くなっている。また、投資家に流通させるためには、仲介機関から額面を1億円とするCPの発行が要求されることもあるが、低額面のCPにおいて印紙税の重税感は大い。
 - 3) 平成8年4月より、2週間未満のCPが解禁されたが、印紙税率負担のため十分活用できない状況にあり、このような超短期CPの効率化な利用が可能となるような印紙税率の引き下げ・撤廃が強く望まれる。
- (4) 自己株式消却に係る「みなし配当課税」の凍結恒久化・撤廃
- 1) 企業が80年代の後半に行った多額のエクイティファイナンスにより、必要以上に株式が発行されており、市場において供給過多の状況にあるほか、配当負担が過大であること等から、自己株式を購入・消却するニーズが大きい。
 - 2) また、コーポレートガバナンスについての問題意識の高まりから、ROEを向上させていくこと、株主への利益還元を図ることも、我が国企業の資金調達円滑化の観点から必要不可欠な情勢となっている。
 - 3) 折しも、株式持合解消が進みつつあり、株式市場で流通する株式数が増加する一方、新たに株式を購入する者が現れないことによる、株式市場への悪影響が懸念される。このような状況下、会社による適当な数の自己株式取得は、株式市場の安定に資することにもなる。
 - 4) 利益をもってする株式の消却については、平成6年以降相次いで規制緩和が行われ、さらに平成7年11月には、平成11年3月までの間みなし配当課税が凍結されたことから、多数の企業が株式の消却を予定している。上記の状況の下、みなし配当課税を恒久的に廃止すれば、多数の企業が予定する株式の消却を安定的に進めることが可能となり、企業の財務戦略の弾力化、株式

持合解消の円滑化, 株式市場の需給改善, 株主利益を重視した経営の実現等に資することとなる。

- 5) 租税特別措置法9条の5の規定の恒久化もしくは所得税法25条の改正により, 利益をもってする株式の消却に際し, 公開買付による購入に応じた株主及び購入に応じなかった株主に対する, みなし配当課税を廃止すべきである。

(5) 株式配当二重課税の見直し

- 1) 現在, 我が国においては, 株式の配当に対し, 法人税及び所得税が重複して課されるといふ「二重課税」問題が存在している。
- 2) 個人株主については, 二重課税を調整する方法として, 「配当所得税額控除制度」が採用されているものの, 当制度には, (a)二重課税の排除効果 自体が極めて限定的であること, (b)所得段階が低いほど二重課税の排除効果が小さくなる「逆進性」が強いこと, (c)国際的に見て, 中立性, 二重課税の排除効果の両面において不十分な状態に止まっていること等, の点で大きな問題がある。
- 3) 一方, 法人株主については「受取配当の益金不算入制度」が採用されているが, 同制度においても益金不算入率が80%に制限されていることから, 二重課税の排除効果が不完全な状態にある。
- 4) 二重課税の存在は, (a)投資家の投資意欲を阻害していること, (b)企業にとっては, 全額損金算入が認められる借入金の支払利子に比べ, 株式配当の負担を実質的に高める効果があることから, 資金調達手段の選択, ひいては資本構成に歪みを生じさせていること, (c)国際的にみて, 二重課税排除の程度が不十分であるため, 我が国企業の国際競争力が不当に阻害されていることなどの点で, 企業の資金調達の円滑化の観点から, 多大なる悪影響があることは疑い得ないところである。
- 5) 従って, 企業の資金調達の円滑化に資するべく, 配当二重課税を排除すべきである。

(6) 株式持合解消の促進策(有価証券取引税の即時撤廃等)

有価証券取引税は取引コストを高止まりさせる要因であり, わが国の株式取引の阻害要因となっている。平成10年度税制改正において半減され, さらに平成11年末までに廃止するとの方針が出されているが, 株式市場の活性化のためにも有価証券取引税を即時撤廃すべきである。また, その他, 株式持合解消に伴うマイナスインパクトを解消する諸施策を講じるべきである。

(7) 我が国企業のUSCPを米国人投資家が購入した場合の取扱の整備

- 1) 改正外為法の施行に伴い, 平成10年4月より内外の資金移動, 投資が原則自由となり, 我が国企業においてもグローバルな資金調達の要請が高まっているが, 我が国金融環境をみると, 金融機関の財務体質の悪化から, 日本の金融機関からのドル資金調達が困難となっている。このため, 日本の金融機関を介さないドル資金調達手段として, 我が国の企業が米国で発行するCP (USCP)を用いた資金調達へのニーズが高まっている。
- 2) USCP市場は, 我が国CP市場と異なり, 市場が極めて厚みを有するほか, 発行当日の資金決済をなすことから, 弾力的な資金調達が可能である。また, 金融機関や現地子会社を介さず, 我が国企業が発行する場合, 企業自身の高い格付けを用いた, より有利な条件での資金調達が可能となる。
- 3) しかしながら, 我が国企業が発行したUSCPに係る償還差益については, 米国人投資家が我が国税務当局に確定申告を行わなければならないところ, 米国を含め海外投資家は煩雑な手続を敬遠することから, その投資対象たりえず, 我が国企業のUSCPの発行は著しく困難な状況にある。
- 4) 我が国企業が発行したUSCPを米国人投資家が購入した場合, 償還差益について所得税を課さないこととすれば, 米国人投資家が我が国企業のUSCPを購入する可能性が著しく高まり, 企業のドル資金調達の円滑化, 効率化に資することとなる。
- 5) 租税特別措置法上の規定の新設等により, 我が国企業が発行したUSCPを米国人投資家が購入した場合, 償還差益について所得税を課さないこととすべき。

2. 年金関連制度

(1)適格退職年金制度における特別 法人税の税率引き下げ・撤廃

- 1)企業年金は、将来の年金給付を確実にできるような資産を増大させていくことが必要であるが、現下の超低金利という運用環境の悪化により、年金資産が増大しにくくなっている。そのような状況の中、特別 法人税・特別法人住民税の負担がさらに企業年金財政を圧迫している。
- 2)日本経済新聞社と日本公社債研究所が昨年実施した日経企業年金実態調査によると、税制適格年金を採用している企業の96年度平均総利回り(実現利回り)は3.31%であるが、この利回りのうち実に3分の1強に相当する1.173%が特別 法人税・特別住民税として納付されている。これを金額にすると、わが国の税制適格年金の資産は約18兆円であり、約6,000億円の実現利回りのうち約2,100億円が特別 法人税・特別住民税として納付されていることになる。
- 3)そもそも特別法人税は損金として拠出された掛金が本来ならば従業員の給与として所得税が課税されるべきものを、拠出された掛金の帰属性が明確でないなどの理由により課税できないため、この課税を給付時まで繰り延べて、その間の延滞利子を積立金に課税するものである。
- 4)特別法人税・特別法人住民税の利率は昭和37年に定められ、昭和43年に変更されて以来現在まで変更されていない。
- 5)この積算根拠における延滞利子率は昭和37年の制度創設当時から7%のまま変わっていないが、当時の公定歩合は7.3%であり、0.5%まで低下している現在の市場環境を考慮すると特別 法人税・特別法人住民税の積算根拠においてこれをまったく反映させないことは不合理であり、すくなくとも市場の実態に合った利子率に基づいて変更すべきである。
- 6)一方で公的年金の見直しに伴い、企業年金を含む私的年金制度の充実は必須である。確定拠出型年金の導入とともに、企業年金税制を国際的にも定着している「拠出時・積立時非課税、給付時課税」に統一することは不可欠であり、現行の税制適格年金に対する特別 法人税・特別住民税は、早期に撤廃されるべきである。

(2)確定拠出型企業年金制度の導入

◇導入の趣旨

- 1)厚生省の年金白書によれば厚生年金の積立不足額は490兆円にのぼるとされており、現在、次期法改正に向けて年金審議会では給付水準の引き下げを含めた議論が行われている。給付水準の引き下げは老後の生活水準の切り下げを招来するため、私的年金の自助努力を制度的に支援する政策が同時に必要であり、私的年金のなかでも中心的役割を果たしている企業年金に対し、政策的支援が求められている。
- 2)一方、企業の退職給付債務である企業年金及び退職一時金については、2000年度からの企業会計基準の変更による積立不足の顕在化、1998年度からの退職給与引当金に係る税枠の段階的縮小等により、年金財政の早期健全化はもとより退職給付制度の全般的見直しが迫られる状況にある。企業会計基準の変更は、従来オフバランスであった年金債務を退職給与引当金と共に退職給付債務として包括的に計算・認識して開示することを義務づけるものであり、日本企業も米国企業と同等の基準で財務的評価がなされることになる。企業会計基準の変更による積立不足の顕在化は、企業格付の引き下げ、資金調達コストの上昇、株価の下落を通じて日本経済に大きな影響を及ぼす可能性がある。
- 3)このような状況下、企業年金の制度設計には、より高い自由度が必要である。現在、先進国のなかで確定拠出型企業年金が導入されていないのは日本だけであり、国際競争が激化する中、日本企業は経営の選択肢の面で不自由を強いられているといえる。
- 4)一方、従業員にとっても退職給付制度は、退職一時金制度と確定給付型企業年金制度しかなく、労働の流動化の進展や企業の倒産リスクの増大という状況の変化を考慮すると、その選択肢は十分ではない。従って、労使が年金制度の自由な選択を行えるよう、選択肢のひとつとして確定拠出型企業年金制度を設けることが必要である。
- 5)なお、本年6月に自民党より公表された勤労者拠出型年金の導入案は、我が国に確定拠出型年金制度を導入するための初めての具体的な政策的試みと

して高く評価するものであるが、従業員が拠出した場合のみ企業が拠出可能となるのでは、従業員間の公平性確保の点からも問題がある。従業員拠出を前提としない自由な制度設計が可能な確定拠出型企業年金制度の導入を強く要望するものである。

◇制度について

企業の拠出を基本とし、従業員の拠出も認めるものとする。従業員拠出を前提とした制度の場合、掛金拠出した従業員に対してのみ企業が拠出可能であることから、従業員間の公平性が確保されない。よって企業の拠出を基本とする制度とすべきである。

1) 税制の取扱い

(a)企業の拠出金

・企業の拠出金は、現在確定給付型年金で行われているのと同様、全額損金算入されるものとする。ただし、確定拠出型年金のために拠出された拠出金は従業員の給与とみなさないようにする。したがって、従業員には所得税は課税されないし、社会保険料徴収の算出基礎にもならない。

(b)従業員の拠出金

・従業員の拠出金については、高額所得者優遇とならないよう一定の限度を設け所得控除できるものとする。

(c)企業が拠出した積立資産

・拠出された結果積み立てられた資産に対しては非課税とし、給付時には原則課税とする。

(d)従業員が拠出した積立資産

・拠出された資産から生じる運用益については非課税とする。

(e)退職給与引当金から移管する資産

・退職給与引当金からの移行を可能とし、その移管する資産については、全額を非課税とする。

(f)確定給付型年金から移管する資産

・現行の確定給付型年金からの移行を可能とし、その移管する資産については、全額を非課税とする。

2) 拠出額の決定方法

・企業の拠出額については、企業が労使で合意した基準に基づき、各従業員の口座を設けて払い込むべき額を算出するものとする。

・従業員の拠出する額は、従業員の任意とする。ただし、一定の上限を設けるようにする。

3) 受給権の賦与

・従業員の受給権については早期に賦与されるものとする。

4) 運用商品の選択

・企業は、運用商品を複数準備することとし、それらの運用商品を提供する機関と契約する。どの運用商品を選択するかは従業員が決定する。

・運用商品の中途での変更を行えるようにする。

・従業員が自己責任で運用を行う上で十分な教育を企業は実施する。

5) 給付の方法

・終身年金、有期年金、一時金で受給可能とする。

6) 転職時の移管

・転職先に確定拠出型年金がある場合には、転職先への移管を可能とする。

・転職先に確定拠出型年金がない場合には、米国のIRAのような個人勘定に移管する。(→個人勘定の設定が必要)

7) 早期の引き出し

・早期の引き出しは、原則として認めないこととする。早期に引き出しが行われた場合には、課税その他のペナルティを課すこととする。

・死亡、重度障害その他やむを得ない理由(災害・疾病)による払出しは認めることとする。

8) 借入制度

・中途解約を防止するために、拠出された個人の口座からの借入ができるものとする。

9) 自社株の取扱い

・ある一定の比率まで、自社株のファンドへの組入れを可能とする。

(3)税制適格年金における特例掛金制度の導入

- 1) 厚生年金基金においては、財政の安定化を図るため利差損による不足金相当額を当年度で積み立てる特例掛金制度が認められているが、税制適格年金においてはこのような制度がない。
- 2) 税制適格年金においても厚生年金基金と同様、特例掛金制度が認められるべきである。

(4) 税制適格年金制度における剰余金返還規定の見直し

- 1) 法人税法施行令159条第1項7号によると、税制適格年金においては責任準備金を上回る積立は許されておらず、事業主への返還が義務付けられている。
- 2) 従って、運用環境の好調な時に年金資金を積み増しすることが出来ず、余裕のある年金運営が困難になっている。
- 3) 年金資産の健全な増大、受給権者保護のためにも、法人税法施行令159条1項7号による事業主に対する剰余金返還規定は撤廃すべきである。

(5) 税制適格年金におけるシェア概念の見直し

- 1) 税制適格年金のシェア概念では、各受託機関の資産残高シェアが基準となって掛け金のシェアも決まることになっているが、委託者たる企業には、各受託機関の運営方針、過去の運用実績等により、資産残高シェアとは異なるシェアで掛け金を払い込みたいという、強いニーズがある。
- 2) 厚生年金基金においては、資産残高シェアと掛金シェアは切り離されており、税制適格年金においてもシェアの概念を見直し、資産残高シェアと掛金シェアを切り離して考えられるようにすべきである。

3. 連結納税制度の早期導入

- 1) 現行の税制下では、分社化戦略を採る場合、その子会社の損失を他のグループ内の企業の利益と相殺出来ないことにより、グループ全体での税負担が増大する等税制の中立性が確保されていない。
- 2) このため、企業グループ内において、損益を相殺した後、納税額を計算する連結納税制度を早期に導入する。株式交換制度における所要の税制措置

4. 株式交換制度における所要の税制措置

◇概要

- 1) 昨年の持株会社の解禁に伴い、持株会社設立ニーズの増大に対応し、その円滑化を図るためにも、また、M&Aを含む企業結合形態の選択肢の多様化に資する「株式交換制度」を創設することが必要。
- 2) よって、株式交換制度の利用の際に発生する株式の譲渡益課税を繰り延べる等の税制における所要の措置を行う。

◇具体的措置

- 1) 被交換会社の株主が交換会社に対して現物出資をした被交換会社の株式について、交換会社の受入価額の合計額以下であると認められる金額であることを条件に、取得価額の引継ぎによる課税の繰り延べを認めること。
- 2) 株式交換後に、被交換会社が交換会社に対して譲渡する子会社株式について、交換会社が株式交換直前の帳簿価額を取得価額とすること等を条件に、譲渡益に対する課税を行わないこと。
- 3) 被交換会社の株主が交換会社に対して現物出資をした被交換会社の株式に係る有価証券取引税を非課税とする措置を講ずる。
- 4) 交換会社が被交換会社の株主から被交換会社の株式の現物出資を受けたことに伴う資本の増加の登記に対する登録免許税について、その税率を1000分の3.5(本則1000分の7)に軽減する措置を講ずる。